



南あわじ市・洲本市小中学校組合告示第2号

令和5年第2回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年3月27日

南あわじ市・洲本市小中学校組合

管理者 守本 憲弘



記

- 1 期 日 令和5年4月6日(木) 午前10時
- 2 場 所 南あわじ市役所 本館4階議場
- 3 付議事件
 - ・副議長の選挙
 - ・南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について
 - ・南あわじ市・洲本市小中学校組合議会の個人情報の保護に関する条例制定について
 - ・監査委員の選任につき同意を求めることについて
 - ・教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

令和5年第2回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会臨時会付議事件一覧

令和5年3月27日 現在

番 号	件 名
選挙 2	副議長の選挙
議案 9	南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について
同意 2	監査委員の選任につき同意を求めることについて
同意 3	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
発議 1	南あわじ市・洲本市小中学校組合議会の個人情報の保護に関する条例制定について

令和5年第2回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会臨時会議事日程（第1号）

令和5年4月6日（木）

午前10時 開議

- | | | |
|------|------------|--|
| 日程第1 | 議席の指定 | |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第3 | 会期の決定 | |
| 日程第4 | 選挙第2号 | 副議長の選挙 |
| 日程第5 | 同意第2号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第6 | 同意第3号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第7 | 発議第1号 | 南あわじ市・洲本市小中学校組合議会の個人情報の保護に関する条例制定について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について |

選挙第2号

副議長の選挙

南あわじ市・洲本市小中学校組合議会副議長の選挙を行う。

令和5年4月6日提出

南あわじ市・洲本市小中学校組合議会

議長 蛭子智彦

同意第2号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

南あわじ市・洲本市小中学校組合監査委員に下記の者を選任したいので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議
会の同意を求める。

令和5年4月6日提出

南あわじ市・洲本市小中学校組合
管理者 守本 憲弘

記

議員のうちから選出する者

氏 名

任 期 令和4年4月6日～令和 年 月 日

同意第3号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年4月6日提出

南あわじ市・洲本市小中学校組合

管理者 守本 憲弘

記

氏名 あおき 青木 きょう 京

任期 令和5年4月13日～令和7年4月12日

経 歴 書

氏名	(ふりがな) あおき きょう 青木 京
生年月日	昭和48年7月12日
現住所	兵庫県南あわじ市津井1787番地1
現職	自営業
最終学歴	平成4年3月 兵庫県立洲本高等学校
略歴	<p>平成5年4月 専門学校にて設計製図を学んだ後、長谷川逸子・建築計画工房 入社</p> <p>平成7年4月 岐阜県恵那郡加子母村産業課 勤務</p> <p>平成9年4月 岐阜県恵那郡加子母村森林組合 勤務</p> <p>平成11年4月 (財)キープ協会にて環境教育についてOJT</p> <p>平成12年4月 環境教育分野のフリーランスとして独立</p> <p>山口県・きらら博 人材育成・プログラムの開発</p> <p>子ども長期自然体験村 運営スタッフ</p> <p>(文科省ゆめ基金事業/国際自然大学校)</p> <p>グリーンカレッジ 運営スタッフ</p> <p>(国土緑化推進機構)</p> <p>野外企画担当者セミナー 運営スタッフ</p> <p>(吉備少年自然の家)</p> <p>福島県・うつくしま博 人材育成</p> <p>野外企画担当者セミナー 運営スタッフ</p> <p>(大洲青年の家)</p> <p>人間科学研究所(広島)にて教育事業担当</p> <p>山口きらら博 エコパーク現地ガイドクター</p> <p>グリーンカレッジ 運営スタッフ</p> <p>(国土緑化推進機構)</p> <p>野外企画担当者セミナー 運営スタッフ</p> <p>(吉備少年自然の家)</p> <p>淡路青年の家 環境教育プログラムの開発</p> <p>野外企画担当者セミナー 運営スタッフ</p> <p>(淡路青年の家)</p> <p>ワークシヨップ・コミュニケーション 勤務</p> <p>北九州環境ミュージアムにてスタッフ育成・プログラムの開発</p> <p>青木将幸フレスリテーター事務所 従事 (継続中)</p> <p>平成15年4月 ストップおんだん館勤務</p> <p>平成16年4月 人材育成・プログラムの開発</p> <p>平成29年9月 AOKIWORKS 設立(代表)</p> <p>令和4年3月 南あわじ市教育委員会委員</p>
その他参考事項	<p>令和3年度 南あわじ人権教育研究協議会 理事</p> <p>令和4年4月 アジア国際子ども映画祭関西・四国ブロック大会実行委員長</p>

発議第1号

令和5年4月6日

南あわじ市・洲本市小中学校組合議会
議長 蛭子 智彦 様

提出者

南あわじ市・洲本市小中学校組合議会議員

熊田 司

賛成者

南あわじ市・洲本市小中学校組合議会議員

大江 幸司

南あわじ市・洲本市小中学校組合議会の個人情報の保護に関する条例制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条第1項及び会議規則第2条の規定により提出いたします。

発議第1号

令和5年4月6日

南あわじ市・洲本市小中学校組合議会
議長 蛭子智彦様

提出者

南あわじ市・洲本市小中学校組合議会議員

熊田司

賛成者

南あわじ市・洲本市小中学校組合議会議員

大江幸司

南あわじ市・洲本市小中学校組合議会の個人情報の保護に関する条例制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条第1項及び会議規則第2条の規定により提出いたします。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月より、地方議会はその独立性を確保するという考え方から同法の適用対象外とされ、議会における個人情報の取扱いは、議会独自の対応にゆだねられることとなったため、当組合議会の保有する個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項を定めるものです。

南あわじ市・洲本市小中学校組合条例第 号

南あわじ市・洲本市小中学校組合議会の個人情報の保護に関する 条例

(目的)

第1条 この条例は、南あわじ市・洲本市小中学校組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(条例の準用)

第2条 この条例は、南あわじ市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南あわじ市条例第 号)第2条から第57条までの規定を準用する。この場合において、同条例中「議会の事務局の職員」とあるのは「組合の事務局の職員」と、「南あわじ市情報公開条例(平成17年南あわじ市条例第18号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書」とあるのは「南あわじ市・洲本市小中学校組合情報公開条例(平成17年南あわじ市・洲本市小中学校組合条例第9号)第3条の規定により準用する南あわじ市情報公開条例(平成17年南あわじ市条例第18号)第2条第2号に規定する公文書」、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区」とあるのは「管理者、教育委員会、監査委員」、「南あわじ市個人情報保護審査会条例(令和4年南あわじ市条例第39号)第3条に規定する南あわじ市個人情報保護審査会」とあるのは「南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護審査会条例(令和5年南あわじ市・洲本市小中学校組合条例第4号)第2条の規定により設置する南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護審査会」、「市の」とあるのは「組合の」とそれぞれ読み替えるものとする。

議案第9号

南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年4月6日提出

南あわじ市・洲本市小中学校組合
管理者 守 本 憲 弘

南あわじ市・洲本市小中学校組合条例第 号

南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護審査会条例の一部
を改正する条例

南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護審査会条例（令和5年南あわじ市・洲本市小中学校組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同条例中」の次に「南あわじ市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年南あわじ市条例第 号。」とあるのは「南あわじ市・洲本市小中学校組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年南あわじ市・洲本市小中学校組合条例第 号）第2条の規定により準用する南あわじ市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年南あわじ市条例第 号。」、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護審査会条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略</p> <p>(条例の準用)</p> <p>第2条 この条例は、南あわじ市個人情報保護審査会条例(令和4年南あわじ市条例第39号)第2条から第10条までの規定を準用する。この場合において、同条例中「市」とあるのは「組合」、「南あわじ市個人情報保護審査会」とあるのは「南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護審査会」、「南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年南あわじ市条例第38号。以下「施行条例」という。)第6条」とあるのは「南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年南あわじ市・洲本市小中学校組合条例第3号。) 第3条の規定により準用する南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年南あわじ市条例第38号。以下「施行条例」という。)第6条」、「市長」とあるのは「管理者」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>第1条 略</p> <p>(条例の準用)</p> <p>第2条 この条例は、南あわじ市個人情報保護審査会条例(令和4年南あわじ市条例第39号)第2条から第10条までの規定を準用する。この場合において、同条例中「<u>南あわじ市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南あわじ市条例第 号。)</u>」とあるのは「<u>南あわじ市・洲本市小中学校組合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南あわじ市・洲本市小中学校組合条例第 号)</u>」第2条の規定により準用する南あわじ市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南あわじ市条例第 号。) 、「市」とあるのは「組合」、「南あわじ市個人情報保護審査会」とあるのは「南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護審査会」、「南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年南あわじ市条例第38号。以下「施行条例」という。)第6条」とあるのは「南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年南あわじ市・洲本市小中学校組合条例第3号。) 第3条の規定により準用する南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年南あわじ市条例第38号。以下「施行条例」という。)第6条」、「市長」とあるのは「管理者」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	